



学習者用デジタル教科書の制度化について（概要）

法令改正により、紙の教科書に代えて「学習者用デジタル教科書」が使用できるようになりました。

【使用可能なケースは2パターン】

✓ 教育の充実を図るため必要があると認められる場合

〈対象〉 全児童生徒

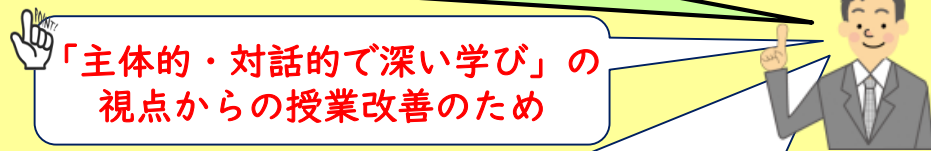
〈留意点〉 各教科等の授業時数の2分の1以下の使用とすること

✓ 学習上の困難を低減させる必要がある場合

〈対象〉 視覚障害や発達障害等の障害、日本語が通じないこと、これらに準ずるもの

〈留意点〉 各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合は、学習及び健康の状況の把握に努めること

（「学校教育法等の一部改正する法律」等より引用）



「主体的・対話的で深い学び」の
視点からの授業改善のため

障害等により教科書を使用して学習することが
困難な児童生徒の学習上の支援のため

学習者用デジタル教科書は、無償給与ではありません。



【媒体】

✓ DVDやアプリといった形がある。

【費用】

✓ 1教科（1人分）で1,000円以下から、2,000円程度

【入手方法】

✓ 学校から直接鳥取教販へ注文する。

発行者のホームページからご覧いただけます。

東京書籍ホームページより引用

【デジタル教科書の例】

ふりがな表示、分かち書き表記



1クリックで切り替え
ができます

「学習者用デジタル教科書実践事例集」が策定されています。参考にしてください。
掲載URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1414989.htm

